

長野市が進めてきた都市内分権・住民自治協議会との協働

令和7年9月30日

令和7年度「地域運営組織」全国セミナー 長野市会場

長野市地域・市民生活部地域活動支援課 専門員 花立勝広

1

長野市の都市内分権の歩みと住民自治協議会の設立促進

2

住民自治協議会への支援・現在の姿

3

地域運営組織の設立に向けて

1

長野市の都市内分権の歩みと住民自治協議会の設立促進

2

住民自治協議会への支援・現在の姿

3

地域運営組織の設立に向けて

全体

人口:360,930人 世帯:165,913世帯 面積:834.85km² 高齢化率:31.1% (令和7年6月1日)



地域

- ◆ 明治30年市制施行以後、5回にわたる合併
- ◆ 合併時の市町村の単位を「地区」として地域行政の単位に
- ◆ 市内は32地区で構成
- ◆ 支所は27か所 市立公民館は29館
- ◆ 中山間地域は13地区
面積は市域の約4分の3 人口は1割弱

住民自治組織

- ◆ 区や自治会（行政連絡区に関する規則） 475区
- ◆ 自治会加入率 94.61% (令和6年9月1日)
- ◆ 住民自治協議会 全32地区に設置

平成15(2003)年1月 長野市都市内分権調査・研究プロジェクトチーム 設置



平成16(2004)年12月 「長野市都市内分権調査・研究報告書」 公表

【コミュニティへの分権】

- 住民自治協議会の設置（地区単位）

【市役所内での分権】

- 地域総合事務所の設置等

市民意見の聴取



平成17(2005)年5月 長野市都市内分権審議会 設置（市議会議員・学識経験者・団体代表者・公募市民）



平成18(2006)年1月 長野市都市内分権審議会 「都市内分権について」答申

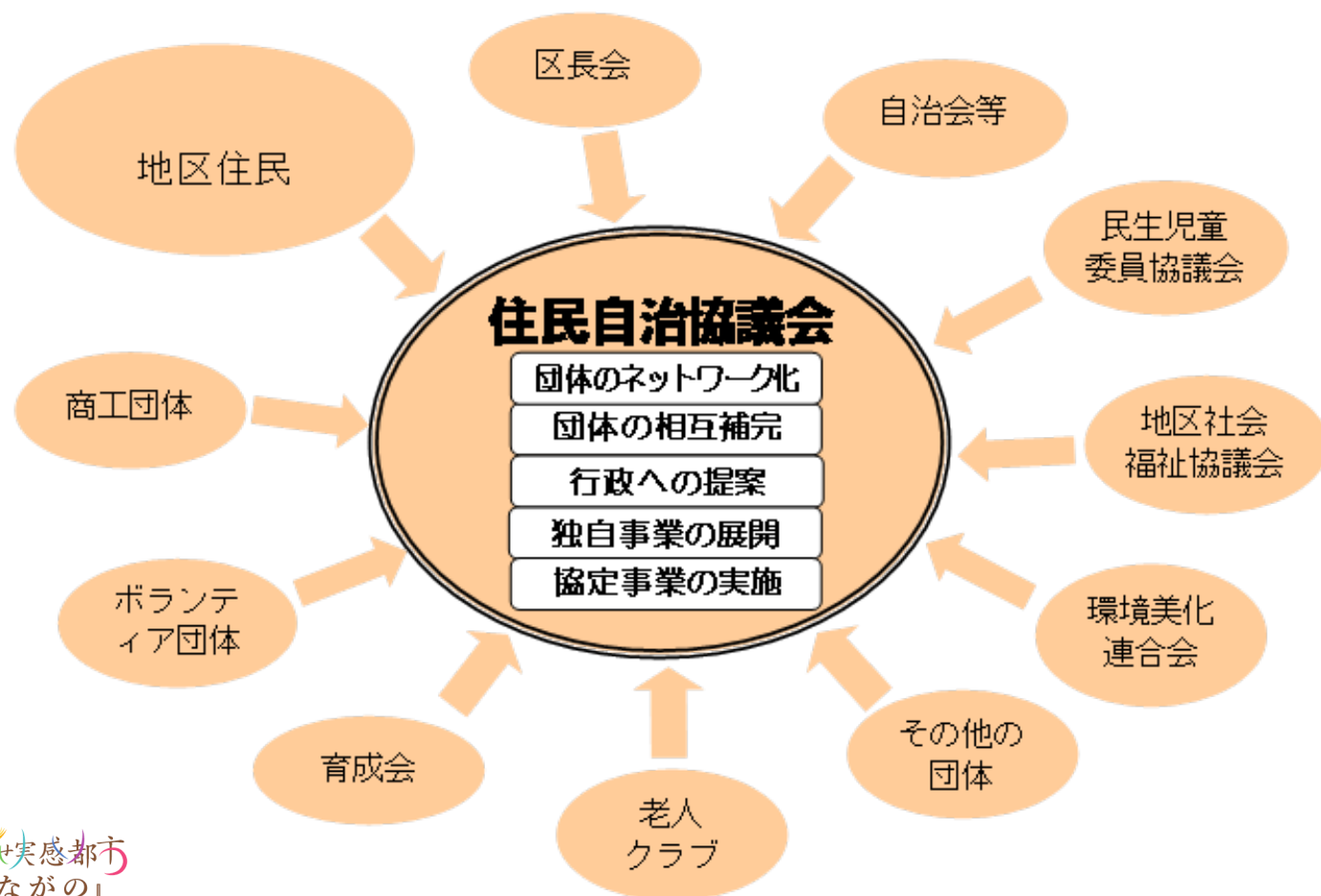
平成18(2006)年3月 答申に基づき「長野市都市内分権推進計画」を策定し推進

- 住民自治協議会の設置
- 地区活動支援担当職員の配置

市が当初に提案した住民自治協議会のイメージ

(平成18年4月 住民自治協議会 設立&活動マニュアル(第1版)より)

市内30地区(当時)を単位に地区内の住民や各種団体等で構成



組織の位置づけ

- ① 地区を代表する組織
- ② 計画性を持った組織
- ③ 役割分担を明確にした組織
- ④ 全ての住民に開かれた組織

住民自治協議会を設立するメリット

- ① 地区の一体性の確保
- ② 地区活動の相乗効果
- ③ 地区内の課題解決
- ④ 効率的な役割分担
- ⑤ 効率的な予算配分(将来的に各種補助金が住民自治協議会へ一括交付された場合)

制度等説明

■ 都市内分権推進計画の策定

■ 地区・区単位での説明会の開催

■ マニュアル等の提供

- ✓ 住民自治協議会設立 & 活動マニュアル 第1・2版
- ✓ 同特別編 地区活動等再編マニュアル
- ✓ 会計マニュアル

人的支援

■ 地区活動支援担当(支所長等)の配置

■ 職員地区サポートチームの編成(現在は別制度に移行)

- ✓ 市職員が自分が居住する住民自治協議会の運営・活動にボランティアとして参加する仕組み

財政支援(現在は一括交付金に移行)

■ 住民自治組織設立支援補助金

- ✓ 地区単位で設置された設立準備会が行う設立に向けた取組に補助金を交付
- ✓ 対象経費は会議開催や地区住民への広報に要する経費

■ ずくだし支援事業交付金

- ✓ 設立した住民自治協議会に交付
- ✓ 住民自治協議会の運営経費、地区内の課題を発見・解決しようとする事業が対象
- ✓ 他の補助金等を受けていないこと、既存の団体等がすでに実施している事業でないこと、毎年恒例となっている事業でないこと など

環境整備

■ 住民自治協議会活動拠点の確保

行政が提案した基本理念



住民との対話

地方分権の進展

住民

自分たちの地域は
自分たちでつくる

市役所

住民自治を
支援する

協働

住民が望むサービスの
提供が可能

住民自治協議会の設立

総論賛成・各論は疑問や懸念

住民の声

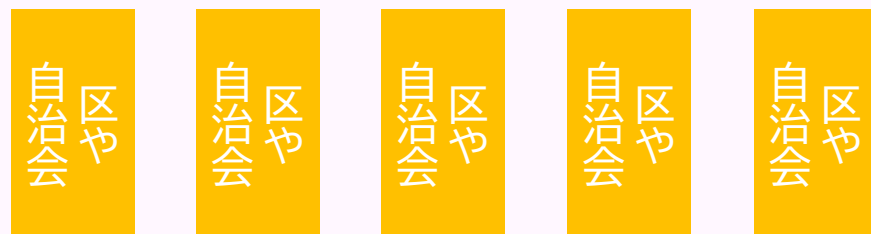
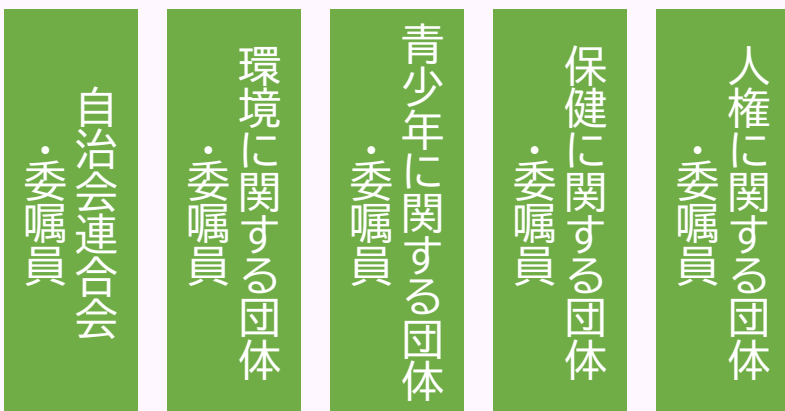
- ◆ 区や自治会、各種住民団体(環境美化、青少年等)の活動に屋上屋を架けること？

市が提案した住民自治協議会のイメージに対する住民の受け止め

〇〇地区

〇〇地区住民自治協議会＝新たな地区の住民自治の枠組み

提案時の地区の枠組み



住民の皆さんの懸念は・・・

- ◆ 各種団体 の多くは市が主導して設置した団体で、市長からの 委嘱員 によって構成され、市から依頼された活動を含めてそれぞれが実施している。
- ◆ 市長からの委嘱員の選出は、区や自治会 が母体であるが、その負担軽減が先決
- ◆ 住民自治協議会の設置により、役員の選出・運営・活動等が新たな負担となる。

住民との対話の結果...

同時に新たな理念の前景化

行政主導ではなく...
行政の下請けでもなく...

二つの要請

住民自治協議会を設置することの価値を再定義

◆ 過度な負担なく、住民が自由かつ柔軟に自治活動に取り組める。

住民自治協議会の価値・機能を発揮できる制度設計

◆ 自治活動における活動内容・手法、役割分担等を住民自らが決定できる
◆ 市からの依頼等をできる限り減らす

自主・自発・自己決定的な住民自治活動こそが
地域住民の幸せにつながる

具体的な制度設計の骨子

市からの依頼・役割分担を
規定する仕組みの見直し

- 市が主導して設置した各種団体の連合組織(地区代表者により組織)を廃止し、地区組織は任意化
- 市長からの委嘱制度を廃止
- 団体を通じたイベント・研修会等への市民の動員を廃止

人

活動の自由度の担保

- 各種団体・委嘱員が担っていた活動を住民自治協議会の選択制(選択事務)に
- 全市一律に住民に担っていただく必要がある活動を必須の活動(必須事務)に

活動

財源(補助金)の
使途自由度の担保

- 廃止する各種団体等へ交付していた補助金は、地区ごとに分けて住民自治協議会へ交付
- 使途を住民に任せる一括交付金に

お金



廃止した9連合組織

- 区長会連合会
- 交通安全推進委員会
- 保健補導員会連合会
- 環境美化連合会
- 地域公民館連絡協議会連合会
- 少年育成委員協議会
- 青少年育成市民会議
- 子ども会育成連絡協議会
- 人権同和教育促進連絡協議会

廃止した10委嘱制度

- 区長
- 交通安全推進委員
- 交通安全母の会連合会理事・代議員
- 高齢者交通安全推進員
- 男女共同参画市民推進員
- 保健補導員
- 環境美化指導員
- 青少年健全育成指導員
- 少年育成委員
- 人権同和教育指導員

廃止した11補助金

- ・ 行政連絡事務費交付金
- ・ 地区区長会活動費交付金
- ・ 地区交通安全推進委員会補助金
- ・ 地区社会福祉協議会活動助成金
- ・ 地区保健補導員会交付金
- ・ 地区環境美化連合会補助金
- ・ 地域公民館交付金
- ・ 地区少年育成委員協議会交付金
- ・ 青少年育成地区会議補助金
- ・ 子ども会育成連絡協議会補助金
- ・ 社会人権同和教育啓発促進事業補助金

市が主導して設置した団体と委嘱制度

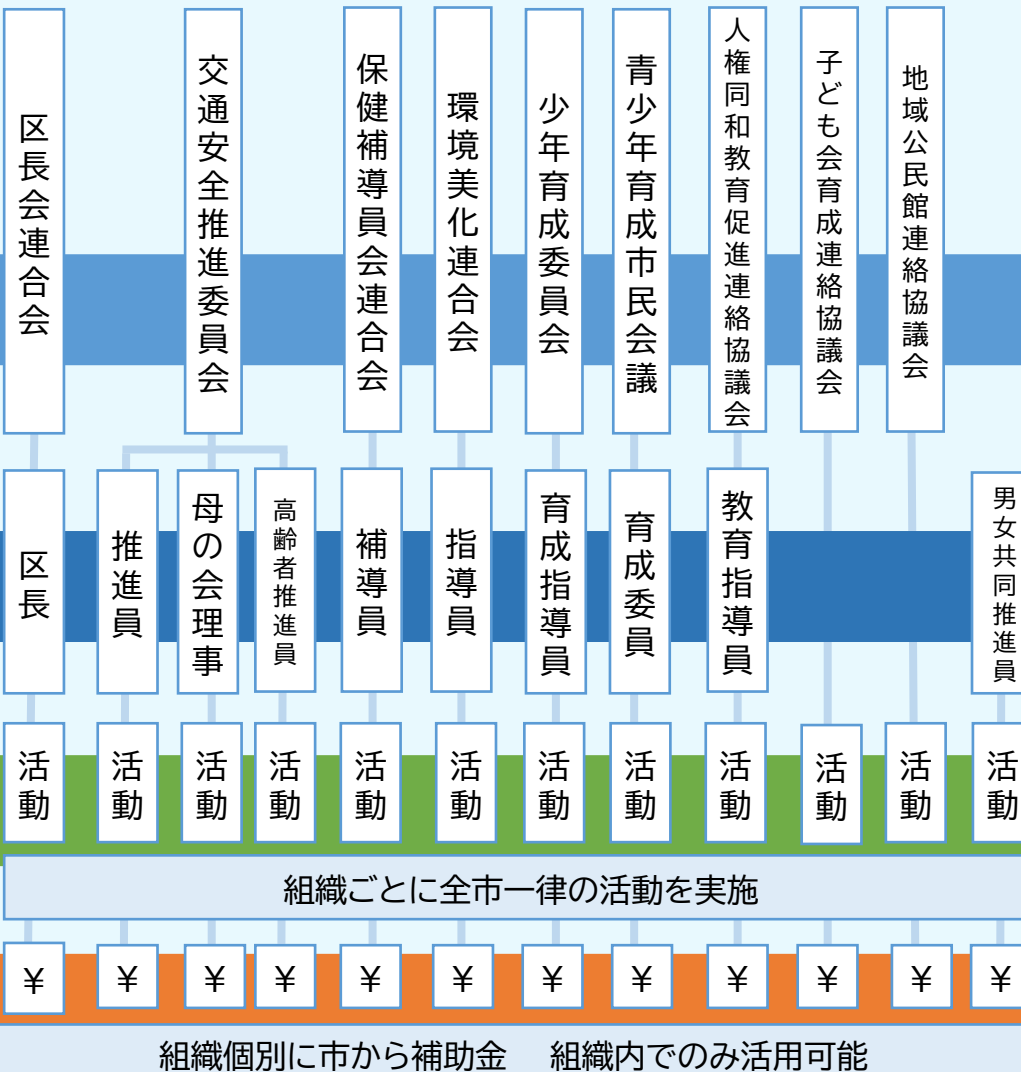
市が全市一律に、各種団体や委嘱員を通じて縦割りにコントロール

地区代表連合組織

委嘱員

活動

補助金



各地区住民自治協議会に一元化

住民が自由かつ柔軟に自治活動に取り組めるように

住民の負担を軽減できるように

- 地区代表による連合組織は廃止
- 地区組織は任意化して住民自治協議会へ
- 団体を通じたイベント等への市民動員は廃止

- 市長からの委嘱制度は廃止
- 市は区や自治会(行政連絡区)の代表者を区長として認識

- 団体等が担っていた活動は選択制に
- 全市一律に住民に担っていただく必要がある活動を必須に

- 団体に交付していた補助金を地区ごとにまとめて交付
- 使途を住民に任せる一括交付金に

平成15(2003)年

- ◆市が「都市内分権」の研究を開始
- ◆「地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が『自分たちの地域は自分たちでつくる』という意識を持って活動し、その活動を市が積極的に支援していく」仕組み

平成17(2005)年

- ◆豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村と合併

平成18(2006)年

- ◆各地区で住民自治協議会の設立が始まる

平成20～21(2008～2009)年

- ◆区長会連合会ほか8連合組織、区長ほか9委嘱制度、行政連絡事務費交付金ほか10補助金等の廃止について地区代表者会議で合意
- ◆住民自治協議会の法的根拠整備の要望

平成20～22(2008～2010)年

- ◆信州新町、中条村との合併
- ◆全32地区で住民自治協議会が設立
- ◆住民自治協議会と市との基本協定締結

平成21(2009)年

- ◆「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」施行
- ◆長野市区長会解散議決

平成22(2010)年

- ◆住民自治協議会への一括交付金交付など住民自治協議会をめぐる新体制発足

1

長野市の都市内分権の歩みと住民自治協議会の設立促進

2

住民自治協議会への支援・現在の姿

3

地域運営組織の設立に向けて

法制度関係

長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例

- ✓ 両者共通の目的は「住民の福祉の増進」
- ✓ 住民自治組織の申込みにより市が認定
- ✓ 相互に支援

基本協定と年度協定

- ✓ 住民自治協議会は、自主的自立的な活動と必須事務
- ✓ 市は一括交付金の交付ほかの支援を実施
- ✓ 必須事務項目と一括交付金額は毎年度確認

必須事務

平成21年度をもって廃止した団体等が担っていた事務のうち、全市一律で住民に担っていただく業務

- 統計調査員、民生・児童委員候補者、投票管理者・投票立会人等の推薦
- ごみ集積所備品管理 人権教育・啓発活動「広報ながの」「健康カレンダー」「市議会だより」等の配布
- 行政連絡区の区長・世帯数調査、土木要望の取りまとめ及び現地調査等

財政支援

地域いきいき運営交付金

- ✓ 平成21年度をもって廃止した団体への補助金を財源に、世帯数の増減により調整し、住民自治協議会へ一括交付(人件費相当を含む)し住民が用途を決定
- ✓ 令和7年度 総額 387,292千円 内事務局人件費相当額 114,700千円
- ✓ 1地区当たりの交付額 5,584～27,831千円

人的支援

地区活動支援担当

- ✓ 支所の支所長、補佐等を任命
- ✓ 業務は、「住民と行政が協働して行う地区のまちづくり活動について、住民自治協議会等と相談や協議をしながら企画・立案すること」など

市職員の住民自治協議会活動への参画の仕組み

- ✓ 住民自治協議会の要請により全庁で募集し、市職員が自主的にイベント等の支援を行う仕組み
- ✓ ボランティア保険等に要する経費を市が負担

市からの依頼事務・事業

「広報ながの」などの全戸配布

行政連絡区単位の世帯数や区加入世帯数調査

ごみ集積所の適正管理

民生児童委員・統計調査員・
投票所立会人などの推薦

地域の土木要望の取りまとめ

局長と職員による事務局

防災のまちづくり

地域福祉のまちづくり

住民の交流・ふれあい活動

交通安全や防犯活動

草刈りなどの地域共同作業

地域活性化に向けた取組

住民独自の事業・活動

防災のまちづくり



回覧

地域たすけあい事業

令和4年6月1日

協力会員大募集！

あなたのお力を
かしてください！！

「地域たすけあい事業」をご存知ですか？
芹田地区にお住まいの1人暮らしの高齢者や、障がいのある方が
日常生活で困った時に、地域の皆様の力をお借りして
支えるしくみです。

お気軽に参加してみませんか？

地域福祉のまちづくり



住民の交流・ふれあい活動



交通安全や防犯活動

「川中島桃ツアー」を開催します。

主催 地域振興部会

8月10日(土) 9時00分 川中島支所駐車場へ集合

収穫最盛期の桃畑とJA川中島共選所を見学し、桃への理解を一層深めていただき、川中島特産品としての桃のPRと販路拡大に努めます。

- 応募方法 参加希望者は、7月22日から下記「電話」にて受け付けます。
Tel 026-405-5871 (平日8時30分～17時00分)
- 募集人員 先着50組(参加記念品があります。)
- その他
 - ・健康で30分程度歩ける方
 - ・駐車場が狭いので、自家用車は乗合せ等をお願いします。
 - ・曇天対策は、各自でお願いします。
 - ・荒天の場合は、中止です。

～同時開催～ 販売コーナーにて、特産品を販売します。

地域活性化に向けた取組



草刈りなどの地域共同作業

地域運営組織の2タイプ

一体型

「協議機能」と「実行機能」を同一の組織が合わせ持つ

分離型

「協議機能」と「実行機能」を切り離し、相互に連携

長野市の住民自治協議会は…

- ◆ 「一体型」を基本としながら、地域福祉や防災を含めた「暮らしを支える生活サービス」提供(廃止した団体の活動が柱になっている)に力点
- ◆ 地縁をベースとし、区や自治会への中間支援機能を内包
- ◆ 「協議機能」と「実行機能」(部会・区や自治会)との関係は様々
- ◆ 地区の実情に応じたバリエーションを持ち最適化を志向

中山間地域事例

- ◆ 地区内の団体、役員をできるだけ簡素化(合併前の住民自治構造をさらに簡潔に押し進めた形)
- ◆ 区や自治会の機能低下を住民自治協議会が補完し、大きな自治会のように協議機能と実行機能を明確化
- ◆ もともと強い住民同士のつながりを維持・強化

市街地域事例

- ◆ 任意化された地区内団体はできるだけ部会に溶け込ませ、協議機能と実行機能を住民自治協議会に一体化
- ◆ 区や自治会だけで解決できない課題や共通する課題の解決に向けて住民自治協議会が積極的に関与
- ◆ 区や自治会とともに、住民の自主性・自発性を発揮

1

長野市の都市内分権の歩みと住民自治協議会の設立促進

2

住民自治協議会への支援・現在の姿

3

地域運営組織の設立に向けて

これまでの経験・経過から感じること

地域運営組織(RMO)・地域自治組織を設置することの目的をはっきりさせ、住民と共有すること

自主・自発・自己決定的な住民自治活動こそが
地域住民の幸せにつながる

行政目的を達成するために、住民や住民自治組織を手段としてのみ利用しないこと

住民の夢(やりたいこと)の実現が住民
にとっての目的

地域の実情を尊重し、住民とともに作りあげること

地域の実情に沿えるよう柔軟な仕組み
づくり

行政としては、トータルな仕組みづくりとその運用について広く責務を負うこと

(参考)地方自治法第一条の二

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。